

平成29年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	450	健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる
施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する
施策の目標	健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	47.9%				60.0%					80.0%
実績	47.9%									
指標名	帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合（対象20歳以上）									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	46.3%				80.0%					95.0%
実績	46.3%									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められており、平常時からの普及啓発やまん延防止対策の構築が重要である。食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要がある。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要である。さらには、近年各地で発生している災害時の医療救護体制の充実も急務である。	H28	848,253
	H29	
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	大規模な健康危機事象が発生していない点では、施策の目標が一定程度達成されていると評価する。

4 今後の施策の運営方針

評価	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
○	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
健康危機管理体制の強化のためには、一定レベルの監視指導と普及啓発の継続、危機事象発生時の初期起動が重要となることから、今後も計画的な施策推進が必要である。	
【今後の具体的な方針】	
感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質等による健康被害の発生防止のため、重点監視の推進と区民への普及啓発を強化する。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標		直近の評価内容
				年度目標値	推移	評価結果
				年度実績値		評価対象年度
1	予防接種	783,448	予防接種は、感染症の発症や重症化を防止する効果がある。また、地域における感染症のまん延を防止することから、区民の健康維持に大きく寄与する。	95以上	→	現状維持
				97.7		平成28年度
2	災害医療体制の構築経費	2,117	災害時における傷病程度に応じた適切な救護措置が受けられる体制を整備することにより、区民の生命を守る。	0	→	改善・見直し
				0		平成28年度
3	肝炎ウイルス検診	3,308	近年、ウイルス肝炎の治療は急速に進歩している。より多くの方に検査を受けていただき、感染者を早期治療に繋げることで、区民の健康増進に資することができる。	-	→	現状維持
				452		平成28年度
4	結核健康診断	3,838	結核感染者を早期に発見し、治療に繋げることで結核のまん延防止に役立っており、有効性は高く感染症予防対策に大きく寄与する。	-	→	改善・見直し
				25		平成28年度
5	食品衛生監視事業 食品衛生検査事業	9,705	食中毒の発生を防止することは、食品の安全性の確保と区民の安心感の醸成につながる。	0	→	改善・見直し
				4		平成28年度
6	感染症予防経費	10,868	感染症患者発生時に適切かつ迅速に対応し、感染症患者の早期発見や感染症のまん延の防止に努めることで区民の健康維持に努める。平時より給食調理従事者に対する検便を実施し、食中毒予防に努める。	17	→	改善・見直し
				17		平成28年度
7	エイズ対策	646	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができ、区民の健康維持に大きく寄与する。	-	→	現状維持
				149		平成28年度
8	新型インフルエンザ対策事業	2,606	新型インフルエンザの発生及び流行に対し備えを講じることが、区の健康危機管理上に極めて重要である。	-	→	現状維持
				1		平成28年度
9	除細動器(AED)管理費	8,671	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることで、安全と安心の確保につながる。	119	↗	現状維持
				119		平成28年度

10	環境保健事業(サマーキャンプ)	1,056	ぜん息児童等が、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体づくりを図る。	145	→	改善・見直し
				104		平成28年度
11	動物の愛護と管理	3,008	動物飼養者の適正管理について普及啓発を行うことで、地域の生活環境の維持とともにペットの動物に起因する健康被害の防止につながる。	0	→	現状維持
				0		平成28年度
12	ねずみ昆虫駆除対策	6,354	感染症を媒介する可能性のあるねずみ昆虫の発生予防と環境防除の意識の普及啓発を行うことで、健康被害にあわない安全な生活環境を確保する。	0	→	現状維持
				0		平成28年度
13	環境衛生監視	1,320	施設業者による適正管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	→	現状維持
				0		平成28年度
14	食品衛生自主管理推進事業 (食品衛生推進員)	1,320	区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組むことで、区民の安心感の醸成につながる。	0	→	改善・見直し
				4		平成28年度
15	薬事監視 薬事検査事業	1,215	業者による、医薬品の適正管理と情報提供等、また、毒劇物の適正保管管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	→	現状維持
				0		平成28年度
16	食品表示の相談と監視指導	2,733	食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしている。	0	→	統合
				0		平成28年度
17	公衆浴場衛生設備助成	5,568	浴場衛生設備の助成を行うことにより、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。	20	→	現状維持
				20		平成28年度
18	家庭用品監視	472	健康被害を生ずる有害物質を含有する家庭用品を流通させないことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	→	現状維持
				0		平成28年度

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	予防接種					1		
事業概要	予防接種法に基づく定期予防接種については、区の費用負担による予防接種を実施している。また、「大人の風しん抗体検査及び予防接種」など、定期接種以外の一部の予防接種について、区が対象者を定め費用の助成を行っている。					主管課・係（担当）		
						保健予防課感染症係 03-5608-6191		
施策への関連性	予防接種を受けることにより、感染症の発症や重症化を防止する効果が期待できる。また、感染症のまん延を防止する（集団免疫）という社会的な意義も持っており、区民の健康維持に大きく寄与する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	28年度の実績として、定期接種（子ども 53,090件、大人 34,919件）、任意予防接種の費用助成 640件							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	定期予防接種については、予防接種法第5条により区が実施することと義務づけられている。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	2歳未満児の予防接種ナビ登録率				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		63	37	目標 実績	55	56	57	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	58	59	60	61	62	63
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	予防接種スケジュール管理システム「予防接種ナビ」の活用を促進し、登録者を増やすことで定期予防接種の接種率向上に繋げるため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	BCG接種率				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
95%以上		37	目標 実績	95%以上 97.70%	95%以上	95%以上	95%以上	
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
すみだ健康づくり総合計画における目標値（95%以上）を目標とした。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	783,448							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
	定期予防接種の対象者及び種類の増加に伴い、予算は増加傾向にある。							

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
予防接種法により区に実施が義務付けられており、裁量の余地はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
予防接種について積極的な勧奨を行うことで、接種率の維持・向上を行っている。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
予防接種の接種率の向上により、地域における感染症の発生・まん延を防止する効果がある。					
中間・最終年度の講評	予防接種の接種率向上により、感染症の発生及びまん延を防止することができることから、事業の重要性は高い。				
今後の方向性	接種ワクチンの多い2歳未満児を中心に予防接種スケジュール管理システム「予防接種ナビ」の活用を促進することで、接種率の向上を目指す。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453 保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位						
事務事業	災害医療体制の構築経費	2						
事業概要	東日本大震災の教訓を踏まえ、東京都は災害時の医療体制の見直しを始め、平成24年11月に東京都地域防災計画を大きく修正した。これを受け、墨田区においても災害医療体制の本格的な見直しを25年度において行った。墨田区医師会等関係機関で構成される災害時医療救護体制検討会を立ち上げ、約2年間（25年度、26年度）の議論を経て、平成27年4月、墨田区災害時医療救護活動マニュアルを策定（改訂）するに至った。平成29年度以降は、実効性のある医療救護体制を構築するため、細部の議論や資器材の購入等を行う。	主管課・係（担当）						
		保健計画課 保健計画担当 03-5608-6189						
施策への 関連性	災害時における傷病程度に応じた適切な救護措置が受けられる体制を整備することにより、区民の生命を守る。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 平成28年2月に東京都が示した「災害時医療救護活動ガイドライン」において、区市町村の果たすべき災害時医療救護活動の役割が明確化されたため、今後、このガイドラインに基づき、事業を進める必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	災害時医療救護体制検討会の開催回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標 実績	2 2	2	2	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	2	2	2	2	2	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	医師会等の関係機関で構成する検討会を適宜開催し、災害時における実効性の高い医療救護活動を実施するための議論を重ねていく。本検討会の議論を踏まえ、墨田区災害救護活動マニュアルを随時更新するとともに、緊急医療救護所に必要な資器材の充実につなげる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	緊急医療救護所立上げ訓練の実施				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
1		37	目標 実績	0 0	1	1		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		1	1	1	1	1		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
「墨田区災害救護活動マニュアル」を実践・検証するため、医師会等と協力のうえ、区内7か所の緊急医療救護所立上げの訓練を定期的実施し、災害時に迅速に医療救護活動が開始できるよう準備する。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,117							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 緊急医療救護所の必要資器材購入のため、数年はインシヤルコストとしての経費が見込まれる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
都のガイドラインにおいて、災害時における医療救護活動についての区市町村の役割が明確に記載されている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
都のガイドラインに基づき、区が策定している災害時医療救護マニュアルを実践するための救護体制の構築や資器材の購入については、計画性をもって随時進める必要がある。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
区内7か所に指定している緊急医療救護所において必要な資器材の整備を進めるため、ある程度のインシヤルコストが見込まれる。					
中間・最終年度の講評	区職員や地区医師会等の体制について、災害時医療救護体制検討会における議論を踏まえ、マニュアルを随時更新するとともに、緊急医療救護所や病院前トリアージポストに必要な資器材の整備を段階的に進める必要がある。				
今後の方向性	災害時医療救護体制検討会の議論を踏まえ、「墨田区災害救護活動マニュアル」を実践・検証するため、医師会等と協力して災害対応訓練を定期的実施していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453 保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位						
事務事業	肝炎ウイルス検診	3						
事業概要	健康増進法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、16歳以上の区民を対象に無料でB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施している。また、検査結果が陽性と判定された者に対し医療機関への受診勧奨を行う等、陽性者のフォローアップを行っている。	主管課・係（担当）						
		保健予防課感染症係 03-5608-6191						
施策への関連性	近年、ウイルス肝炎の治療は急速に進歩しており、感染していても早期に発見し適切な治療を受けることで、治る病気となっている。より多くの方に検査を受けていただき、感染者を早期治療に繋げることで、区民の健康増進に資することができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	肝炎ウイルス感染者は国内に210～280万人いると推測されており、その多くが無症状であることから早期に発見するための検診が必要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	健康増進法及び感染症法により、区が実施主体となり肝炎ウイルス検査を実施することが義務付けられている。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	各種イベントでの検診の周知				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目標 実績	3	3	3	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	4	4	4	5	5	5
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区ホームページや広報誌、メルマガ等で肝炎ウイルス検診の周知を行っている。「すみだまつり」や「ピンクリボン・キャンペーン」等区が主催する各種イベントで、肝炎ウイルスの関する知識や肝炎ウイルス検診に関する周知を行い、検診受診者数の増加を図る。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	肝炎ウイルス検診受診者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		675	37	目標 実績	475	500	525	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	550	575	600	625	650	675
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
肝炎ウイルス検診受診者数を増し、陽性者を早期発見・早期治療に繋げるため、平成29年度よりコールセンターでの受付を開始し、利便性の向上を図った。今後も事業のPRIに努めることで、受診者の増加を図る。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,308							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
健康増進法および感染症予防法により区に実施が義務付けられており、裁量の余地はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
ウイルス陽性者を早期に発見し早期治療を促すことで、肝炎の根治が可能となり、医療費が抑制が期待できる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
肝炎ウイルス検診を実施し、陽性者を早期に発見することで、肝炎ウイルスのまん延防止が期待できる。					
中間・最終年度の講評	肝炎ウイルスの感染に気づかないまま放置すると、肝硬変や肝がんなど重篤な病気につながる恐れがある。より多くの方が検診を受診するよう、周知に努める必要がある。				
今後の方向性	引き続き無料検査を実施していく。検診に関するPRや勧奨を行うことで、受診促進を図る。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	結核健康診断					4		
事業概要	結核健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を根拠とし、結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行うことで、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。					主管課・係（担当）		
						保健予防課感染症係		
03-5608-6191								
施策への関連性	結核感染者を早期に発見し、治療に繋げることで結核のまん延防止に役立っており、有効性は高く感染症予防対策に大きく寄与する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	28年の区の新規結核登録患者数は66人、潜在性結核患者数は24人であり、感染者を早期に発見し、感染拡大を防止するために、検診を確実に実施していく必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	結核健康診断は地方自治法第2条第9項第1号に規定された法定受託事務であり、都道府県、保健所を設置する市または特別区が実施することとされており、区が実施しなければならない。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	日本語学校結核健診				単位	校
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目標	5	5	5	
				実績	5			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	5	5	5	5	5	5
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	日本語学校の増加に伴い、結核罹患率の高い国から来日した外国人を対象に健診を実施することにより早期発見と早期治療を行うことで、感染の拡大を防止することができる。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	人口10万人当たりの結核罹患率				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		19以下	37	目標	24	23	22	
				実績	25			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	22	21	21	20	20	19
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
すみだ健康づくり総合計画における目標値（19以下）を目標とした。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,838							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 日本語学校数、学生数の増加に伴い、増加傾向にある。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
感染症法により区に実施が義務付けられており、裁量の余地はない。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
結核検診を確実に実施することで、結核患者の早期発見・治療を行うことができる。		5	5	4	4			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
結核健康診断を確実に実施することで、地域における結核の発生・まん延を防止する効果がある。血液検査については、委託化を含めて検討の余地がある。								
中間・最終年度の講評	区の結核罹患率は、減少傾向にあるものの、依然として国や都の値と比べて高いことから、検診を確実に実施していく必要がある。							
今後の方向性	結核健康診断については、結核のまん延を防止する観点から確実に実施する体制を維持していく必要があるが、一部の検査項目（QFT検査等）については委託化を含めて実施方法を検討する。							

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	食品衛生監視事業、食品衛生検査事業					5		
事業概要	食品の安全性の確保のため、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって区民の健康の保護を図る。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課・食品衛生係		
						03-5608-6943		
施策への 関連性	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することは、食品の安全性の確保と区民の安心感の醸成につながる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	食品等事業者に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及や施設に対する許可事務、衛生指導は区の責務であり、他による代替可能性はない。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	食品等事業者施設監視件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		7,000	37	目標 実績	8,000 6,620	7,000	7,000	7,000
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	活動指標として食品衛生監視員による施設監視件数が最適である。目標値は、区内の営業施設数と業種に応じた年間の目標監視回数を乗じて設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 4	0	0	0
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		0	0	0	0	0	0	
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	9,705							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 臨時職員の雇い上げを終了するなど、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
食品衛生法第2条の規定により、食品等事業者に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及や施設に対する衛生指導は区の責務である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業の目的は施策に合致している。また、区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他に類似する事務事業はなく、地域社会への波及効果は十分にある。					
中間・最終年度の講評	区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。健康被害防止のための法令等に基づく事業として未然防止対策は順調に推移している。				
今後の方向性	法改正や社会的状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。ただし、検査業務については外部委託を進める。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	感染症予防経費					6		
事業概要	感染症法を根拠とし、患者関係者に対する検便を行ない、感染症患者の早期発見に努める。一類及び二類感染症が発生した場合に、入院勧告を行い、医療費を負担するとともに感染症診査協議会を開催する。また、保育園、小中学校などの給食調理従事者等に対する検便を実施し、感染症、食中毒予防に努める。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課検査担当		
						03-3622-9149		
施策への関連性	感染症患者発生時に適切かつ迅速に対応し、感染症患者の早期発見や感染症のまん延の防止に努めることで区民の健康維持に努める。平時より給食調理従事者に対する検便を実施し、食中毒予防に努める。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 感染症法を根拠として実施する、関係者の検便検査については迅速、確実な実施が求められる。本事業に基づく検査業務は、平成31年度までにすべて委託の予定であるが、迅速性、また検査の品質を確保するために委託先の十分な検討が必要である。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	検 査 数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	/	基準年(H28)	H29	H30	H31
		100	30	目標	20,000	20,000	100	100
				実績	18,458			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	100	100	100	100	100	100
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として検便検査数が最適である。最終目標値が減少している理由は、直営の検査の委託を予定しているため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	直営の検査項目数				単 位	項 目
最終目標値		目標年度	/	基準年(H28)	H29	H30	H31	
0		31	目標	17	17	4	0	
			実績	17				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
効率的な事業運営のためには、直営の検査を廃止し、外部委託に切り替える必要があるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	10,868							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 30年度以降、検便検査の委託などにより減少傾向である				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
感染症医療法により、区内感染症発生時に迅速な対応が求められる					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
平常時、発生時ともに検査を実施する体制を整えている		3	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
平常時の健康診断を行う中で、検査技術の習得、物品の調達を行い感染症発生時の対応の体制を維持している					
中間・最終年度の講評	給食調理従事者等に対する検便を実施し、感染症患者の早期発見や感染症まん延防止のための機能を十分に果たしている。				
今後の方向性	感染症診査協議会の開催など感染症発生時対策については、裁量のない事業である。検便検査については、委託化する方向であるが、検査の迅速性や品質の確保が必要のため、委託先の慎重な検討が必要である。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453 保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位						
事務事業	エイズ対策	7						
事業概要	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針等に基づき、HIV及び性感染症の検査・相談を月に1回無料・匿名で実施している。また、性感染症に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子の配布、講演会の開催、区報、ホームページ等での情報発信を行っている。	主管課・係（担当）						
		保健予防課感染症係 03-5608-6191						
施策への関連性	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができることから、区民の健康維持に大きく寄与する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	国内において年間1,400人以上のHIV感染者及びAIDS患者が報告されている。感染初期には症状が乏しいことから、検査をしてみなければ感染しているか判らない。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	HIV患者は、初期には無症状であることから発見されにくく、保健所で無料・匿名の検査を実施することの必要性は非常に高い。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	H I V 検診実施回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		12	37	目標 実績	12	12	12	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	12	12	12	12	12	12
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染の心配のある方が気軽に検査を受けられるように、無料・匿名・予約なしで検査を実施している。受診しやすいよう、定期的に検査を実施する必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	H I V 検診受診者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		200	37	目標 実績	160	165	170	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		175	180	185	190	195	200	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
検診のPRに努めることで、より多くの方に検査を受けていただく。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	646							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
2 3区すべての区で無料・匿名による検査を実施している。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
エイズ検査により感染を早期発見し治療を受けることで、感染していても通常の生活が可能となる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
必要な方にエイズ検査を受けていただくことで、エイズのまん延を防止する効果がある。					
中間・最終年度の講評	無料・匿名のHIV検査は全国の保健所で実施されている。国内でのHIVの感染拡大を防止するため、区の健診も継続して実施していく必要がある。				
今後の方向性	月一回のHIV検査は継続して実施していく。講演会の開催等によりHIVや性感染症に関する正しい知識の普及に努めていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	新型インフルエンザ対策事業					8		
事業概要	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、感染防護具や医薬品等の備蓄及び訓練等を実施する。					主管課・係 (担当)		
						保健予防課感染症係 03-5608-6191		
施策への 関連性	新型インフルエンザの発生及び流行に対し備えを講じることは、区健康危機管理上に極めて重要である。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	2009年に新型インフルエンザが発生し、世界的に流行した。近年、中国等を中心にH5N1やH7N9型の鳥インフルエンザ患者が散発的あるいは限局的発生している。							
	代替可能性の状況 (区が実施する必要性等)							
	新型インフルエンザ等特別措置法を踏まえ、区は「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。この計画に基づき、区は新型インフルエンザ等の発生に備える必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	新型インフルエンザ等対策訓練の実施				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標 実績	2	2	2	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	2	3	3	3	3	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新型インフルエンザ等への対策訓練を継続的に実施し、感染症予防対策の強化を図る。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標 実績	1	2	2	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		2	2	2	2	2		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進するため定期的に会議を開催する。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,606							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばいの傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
新型インフルエンザ患者への一次的な対応や調査は、区の役割となっている。					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
新型インフルエンザ発生時に、対応するには十分な感染防護具や医薬品等の備蓄と訓練が必要である。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
適切な対応を行うことにより、地域での流行の発生を阻止あるいは遅延させることができる。					
中間・最終年度の講評	新型インフルエンザ等新興・再興感染症の発生に備え、常日頃より準備を進めていくことは重要である。				
今後の方向性	今後も、新型インフルエンザ等発生に備え感染防護具や医薬品等の備蓄、訓練に努めていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	除細動器（AED）管理費					9		
事業概要	平成16年8月に一般市民のAED使用が認められたことを受け、平成17年度から区民が心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備え、区施設等にAEDの設置を開始した。平成21年度より、区民が参加する各種行事における健康危機管理に寄与するため、貸出し機を常備している。現在では全ての区施設に設置を完了している。					主管課・係（担当）		
						保健計画課保健計画担当		
						03-5608-6189		
施策への関連性	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることで、安全と安心の確保につながる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	議会や町会・自治会を通して、緊急時にすぐ使用できるよう、多くの場所にAEDを設置してほしいという要望が多い。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区内の公共施設については、可能な限りAEDを設置することが区民の生命の安全確保につながるため、区が実施する必要性は高い。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	イベント等へのAED貸出件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標 実績	30 27	30	30	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	30	30	30	30	30	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	イベントにおけるAED設置の必要性や貸出に対する認知度の高さが実績となると考えられるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区施設のAED設置数				単位	台
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		119	37	目標 実績	119 119	119	119	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	119	119	119	119	119	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
区施設へのAED設置は、区民をはじめとした施設利用者に対する安心・安全の確保につながるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,671							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区施設については、区として設置する必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
区施設へのAED設置についての周知が、区民の安全や安心の確保につながると考える。		5	5	5	評価結果 5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
区施設への設置に必要な台数については、リース契約（維持管理含む）によって確保している。					
中間・最終年度の講評	区施設のほか、交番や病院におけるAED設置情報について、健康マップへの掲載等、区民への周知に努めている。				
今後の方向性	夜間においても利用できるAEDの設置が課題となっているが、区施設への設置のみでは限界がある。そのため、日本救急医療財団のAEDマップを活用しながら、民間施設の設置状況についても、区民に対してより一層周知していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	環境保健事業（サマーキャンプ）					10		
事業概要	公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業で、ぜん息児童等が、ぜん息の症状等を良好にコントロールすることをめざし、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくりや交流を図る。					主管課・係（担当）		
						保健計画課保健計画担当		
						03-5608-6506		
施策への関連性	ぜん息児童等が、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくりを図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業の一事業として実施しているものであり、今後の実施については、国や独立行政法人環境再生保全機構の動向により流動的である。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標 実績	30 12	30	30	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	30	30	30	30	30	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業の一事業として実施しているものであり、事業の周知及び拡大を図る。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	大気汚染障害者認定者数（0～17歳）				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
90		37	目標 実績	145 104	100	100		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		100	90	90	90	90		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
大気汚染障害者認定者数（0～17歳）を指数とし、認定者数の減少を図る。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,056							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
					認定者数が減少傾向のため、それに伴う予算も減少傾向である。			

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
ぜん息等のアレルギー疾患を持つ児童が増加していることから、事業に対する期待が高い事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	成果指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
事業を実施することで、参加児童のぜん息に対する意識の変化がみられるため、有効な事業である。		5	4	5	評価結果 4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
類似する事業はなく、予算の範囲内での事業を実施している。					
中間・最終年度の講評	宿泊を伴わないデイキャンプでの事業を実施することで、「フウガドルすみだ」スタッフ及び医療スタッフ・生活指導スタッフとの綿密な打合せ等の実施と対象者が参加しやすいプログラム及び周知方法の検討が必要である。				
今後の方向性	デイキャンプへの見直しを行って3年目にあたるため、その検証を行う。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	動物の愛護と管理					11		
事業概要	狂犬病予防法に基づく飼い犬の適正管理の根幹である、飼い主による犬の登録と狂犬病予防注射の実施の遵守について普及啓発を行う。合わせて、動物の愛護と管理に関する法律に基づく動物飼養者の適正管理の普及啓発を行い、ペットに起因する感染症防止対策を行っている。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課生活環境係		
						03-5608-6936		
施策への関連性	動物飼養者の適正管理について普及啓発を行うことで、地域の生活環境の維持とともにペットの動物に起因する健康被害の防止につながる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 国内発生はないものの、狂犬病は近隣国ではまん延し続けている重篤な感染症で、犬の登録と狂犬病予防注射は法で飼い主の義務として規定されている。また、適正管理の普及啓発は地域の実情とのバランスも重要であり、区が主体的に実施する。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	狂犬病予防注射済票発行率				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		85	37	目標 実績	80 77	80	80	80
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	80	85	85	85	85	85
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	国内での狂犬病発生時にまん延防止が可能となる接種率を維持することが必要である。まん延防止として、飼い犬の70%の予防接種率が求められていることから判断している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	狂犬病等のペットに起因する重篤な感染症発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 0	0	0	0
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		0	0	0	0	0	0	
指標の選定理由及び目標値の理由								
狂犬病をはじめとした動物由来感染症の予防とまん延防止が法の目的である。								
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,008							
	H35	H36	H37	【予算の傾向】 予算規模はほぼ横ばいであるが、助成金の執行実績に合わせ、微減傾向である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
健康被害防止のため狂犬病予防注射の実施は法制度の大きな骨格として重要な位置を占めており、区が実施すべき事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
狂犬病予防注射済票発行率は23区でも高い水準を維持している。また、国内での重篤な感染症は発生しておらず、生活衛生の安全が確保されている。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他の事業との統合は困難で、人の移動と物流の広域化に伴い、動物の移動範囲も拡大し、他自治体との連携も必要である。					
中間・最終年度の講評	狂犬病等感染症予防対策としての活動指標は、満足いく結果で推移している。また、法令等に基づく飼い主によるペットの適正管理については、今後も継続的な普及啓発が必要と判断している。				
今後の方向性	法改正や社会状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	飼い主のいない猫不妊等手術費用助成						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱						生活衛生課生活環境係	
事業概要	飼い主のいない猫の繁殖抑制を行い、生活環境への被害や迷惑を未然防止しながら、良好な生活環境の保持と人と動物の調和のとれた社会実現のための地域の自主的活動の支援のため、要綱に基づき区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部を助成している。						03-5608-6939	
							事業の終期	
							平成37年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
飼い主のいない猫による被害や迷惑を受けている区民と減数に係る自主活動を行う区民との溝を埋めつつ、動物の愛護と管理に関する法律の趣旨と地域環境の改善のバランスを取りながら実施する必要がある。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	助成金を受けて取り組んでいる箇所数				単 位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		800	37	目標 実績	550 532	590	630	660
		目標	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		実績	690	720	740	760	780	800
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	飼い主のいない猫への対応方法が広く周知されることにより、助成金を活用した地域における自主対策の取組状況を把握する指標として選択。目標値は実績から判断している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	猫による生活環境の悪化に関する苦情件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		35	37	目標 実績	50 74	50	50	45
		目標	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		実績	45	45	40	40	40	35
指標の選定理由及び目標値の理由								
自主的対策が進むことで、飼い主のいない猫による生活環境への被害や迷惑を訴える区民が減少し、人と動物の調和のとれた生活環境が保持されると判断できるため。これまでの実績と、活動の目標と連動した目標値としている。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
		1,652						
		H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 執行実績に合わせ28年度は減額している。			
施策への 関連性	動物愛護とのバランスを保ちながら普及啓発活動を行い、区民の自主的活動を支援しながら保健衛生上の生活環境を良好に保っている。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
地域環境の改善につながるうえ、地域に生活する区民の自主活動の支援という公益性がある。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
地域住民の一定程度の負担と自主活動の支援を行い自立を促進している。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
類似する補助はなく地域の自主活動の支援の点で有効である。				
【評価結果】				
<h1>現状維持・拡充</h1>				
中間・最終年度の講評	飼い主のいない猫対策としての地域の自主活動が一般化する中で、増加傾向にあった助成金申請件数は現在は漸減に転じており、普及啓発は順調に推移していると判断している。 一方で、飼い主のいない猫の供給源対策が今後の課題となる。			
今後の方向性	区民行政評価の結果も踏まえ、猫をペットとして飼養する区民に対して適正飼育の啓発事業を展開し、飼い主のいない猫そのものの低減策を進める。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453 保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位						
事務事業	ねずみ昆虫駆除対策	12						
事業概要	感染症の発生とまん延を防止するため、感染症予防法に基づく「日常のねずみ昆虫駆除対策」とともに、地域保健法に基づく地域環境衛生の確保のため、ねずみ・衛生害虫の発生予防対策と環境防除に関する普及啓発を行う。	主管課・係（担当）						
		生活衛生課生活環境係 03-5608-6939						
施策への 関連性	感染症を媒介する可能性のあるねずみ昆虫の発生予防と環境防除の意識の普及啓発を行うことで、健康被害にあわない安全な生活環境を確保する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 感染症を取り巻く世界状況が変化する中で、国内まん延に対する備えは必須である。一方で地域状況を考慮した適正な場所への適正な量の薬剤使用が求められるため、健康影響や地域環境負荷軽減のバランスを考慮した環境防除の意識啓発を行う必要があることから区が実施する。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	ねずみや昆虫等に関する相談件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		600	37	目標	600	600	600	600
				実績	582			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	600	600	600	600	600	600
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染症を媒介する可能性のある生物の生活圏への侵入状況を把握し、防除方法についての指導助言ができるための計画が重要である。指標は実績から判断した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	ねずみや昆虫等に起因する感染症発生件数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目標	0	0	0	0	
			実績	0				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		0	0	0	0	0	0	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
感染症媒介生物による感染症の発生を予防することが事業目的であるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	6,354							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 防除薬剤の価格上昇により、予算額が微増傾向である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
法に基づく感染症まん延防止対策として、媒介可能性生物の発生抑制と地域環境の実情を把握した対策が重要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性
感染症媒介生物に起因する感染症の拡大がなく、環境防除の普及啓発も順調に推移している。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
類似する事業はなく、経費と効果のバランスも良い。					
中間・最終年度の講評	感染症対策としての本事業は順調に推移しており、ねずみ昆虫等に起因する感染症発生は起きていない。また、媒介動物対策としての「環境防除」の普及啓発も順調に推移している。ただし、より効率的な普及啓発については継続的な検討が必要である。				
今後の方向性	業務の一部委託の可能性について検討したい。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	環境衛生監視		13					
事業概要	生活環境衛生関係の各法律に基づき、各営業施設の利用者の健康被害の未然防止のための営業管理等について、適正化に向けた監視指導を行っている。		主管課・係（担当）					
			生活衛生課生活環境係 03-5608-6939					
施策への 関連性	施設営業者による適正管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	法に基づく生活環境営業施設の監視指導による健康被害防止のために必要な業務であり、他による代替可能性はない。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	衛生検査の検体数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		300	37	目標 実績	300 300	300	300	300
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	300 300	300 300	300 300	300 300	300 300	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	法に基づく営業施設の適正管理等が維持されているかを確認するための監視活動指標である。また、実績から目標値を設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内営業施設が原因のレジオネラ症患者発生数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 0	0	0	0
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
指標の選定理由及び目標値の理由								
不適正な維持管理を未然に防止させ、重篤な健康被害を生じないようにすることが目的であるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,320							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 28年度から衛生検査を外部衛生検査に委託したため、委託費の増となっている。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
健康被害防止のための監視制度は、法制度の大きな骨格として重要な位置を占めており、区が実施すべき事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
大きな健康被害の発生は未然防止され、生活衛生の安全が確保されていると言える。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他の事業との統合は不可能で、経費の増大もなく効率的であると言える。					
中間・最終年度の講評	健康被害防止のための法令等に基づく事業として、未然防止対策は順調に推移している。				
今後の方向性	法改正や社会的状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	環境衛生協会自治指導事業助成						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱						生活衛生課生活環境係	
事業概要	環境衛生関係法令等の対象となる事業者の組織する協会に対し、法令等の趣旨に基づく環境衛生の向上の目的として自主的保健衛生活動を助長し、もって区民生活の安定に寄与するため、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業等に対して補助金を交付している。						03-5608-6939	
							事業の終期	
							平成37年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 区民生活の安定という公益性をもった事業者の自主的保健衛生活動を育成・指導していく必要があることから、区が主体的に実施していく必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	環境衛生協会全体講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		150	37	目標 実績	110 93	110	110	110
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	130	130	130	130	130	150
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は会員の7割参加を目指して設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	営業施設に起因する危害発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 0	0	0	0
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		0	0	0	0	0	0	
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、施設経営者の自主的な保健衛生活動を助長し、施設に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民生活の安定を図ることが目的であるため。危害防止の観点から目標値は0とする。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	320							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 予算は同額で推移している。				
施策への 関連性	墨田区環境衛生協会の自主的な保健衛生活動は施策と直接結びついている。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由
 営業施設が起因する衛生上の危害の発生を防止することは、個人に対する利益に留まらず、不特定多数の利益の増進に寄与する。また、区の施策目標の実現に寄与している。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由
 補助目的に照らして、補助金が公平に利用されている。補助金額は環境衛生協会の活動予算総額の25%以内であり、相応の負担をしている。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由
 類似する補助事業はない。また、自主的な環境衛生向上のための活動は、地域社会や区民等へ波及するものである。

<p>【評価結果】</p> <h1 style="font-size: 2em;">現状維持・拡充</h1>	
--	--

中間・最終年度の講評	区民生活の安定のための事業者の自主的保健衛生活動の育成・指導は、公益性を維持しつつ順調に推移している。
今後の方向性	自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続とする。

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	食品衛生自主管理推進事業					14		
事業概要	区民・事業者・行政が協働して地域情報の収集、意識啓発活動、食品事業者等への相談活動を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課・食品衛生係		
						03-5608-6943		
施策への 関 連 性	区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組むことで、区民の安心感の醸成につながる。							
必要性・ 妥 当 性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	地域における食品衛生の向上の施策を食品衛生法に位置づけ、推進を図っている。また、墨田区食品衛生推進員設置要綱を定め、区民・事業者・行政が協働して取り組んでおり、区が実施する必要がある。							
有効性・ 適 格 性	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	区民及び食品関係者への意識啓発活動回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		168	37	目 標	168	168	168	
				実 績	197			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	168	168	168	168	168	168
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として、食品衛生推進員による意識啓発活動回数が最適である。目標値は推進員が毎月1回以上活動していただくことを念頭に設定した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目 標	0	0	0		
			実 績	4				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		0	0	0	0	0	0	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,320							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 食品衛生推進員の人数に応じた報酬であり、横ばいである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
食品衛生法第61条の規定により、食品衛生推進員を委嘱している。区が実施することにより、食品衛生推進員との連携を深め、区民及び食品等事業者の信頼を得ることができる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
区民・事業者・行政が協働して行うことは、衛生水準向上のための手段である。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他に類似する事務事業はなく、地域社会への波及効果は十分にある。					
中間・最終年度の講評	区民・事業者・行政が協働して食中毒の発生防止の取り組みを行った結果、区内の食中毒の発生件数を低く抑えることができた。				
今後の方向性	今後も区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組む。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	食品衛生協会自治指導事業助成						主管課・係（担当）		
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱						生活衛生課食品衛生係		
事業概要	食品衛生関係法令等の対象となる事業者の組織する協会に対し、法令等の趣旨に基づく食品衛生の向上の目的として自主的保健衛生活動を助長し、もって区民生活の安定に寄与するため、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業等に対して補助金を交付している。						03-5608-6943		
							事業の終期		
							平成37年		
必要性・ 妥当性	区民のニーズ								
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）								
区民生活の安定という公益性をもった事業者の自主的保健衛生活動を育成・指導していく必要があることから、区が主体的に実施していく必要がある。									
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	食品衛生実務講習会参加者数				単 位	人	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
		460	37	目標 実績	400 396	430	430 430		
		目標 実績	H32	H33	H34	H35	H36 H37		
		430	460	460	460	460	460		
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は、近年の参加者数を基準に設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
		0	37	目標 実績	0 4	0	0 0		
		目標 実績	H32	H33	H34	H35	H36 H37		
		0	0	0	0	0	0		
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は0とする。							
	財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
750									
H35		H36	H37	〔予算の傾向〕 平成20年度以降、予算は同額で推移している。					
施策への 関 連 性	墨田区食品衛生協会の自主的な保健衛生活動は、施策と直接結びついている。								

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由
 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要である。また、個人に対する利益に留まらず、不特定多数の利益の増進に寄与している。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由
 補助目的に照らして、補助金が公平に利用されている。補助金額は食品衛生協会の活動予算の25%以内であり、補助を受ける者も対応の負担をしている。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由
 類似する補助事業はない。また、自主的な食品衛生向上のための活動は、地域社会や区民等へ波及するものである。

<p>【評価結果】</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">現状維持・拡充</p>	
--	--

中間・最終年度の講評	区民生活の安定のための事業者の自主的保健衛生活動の育成・指導は、公益性を維持しつつ順調に推移している。
今後の方向性	自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続とする。

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	薬事監視、薬事検査事業					15		
事業概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、毒物及び劇物取締法に基づき、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、また、毒劇物販売業者及び業務上取扱者の販売授与及び管理方法等について適正化に向けた監視指導を行っている。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課生活環境係		
						03-5608-6939		
施策への 関連性	業者による、医薬品の適正管理と情報提供等、また、毒劇物の適正保管管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	法に基づく医薬品及び毒劇物等の適正管理の監視指導による健康被害防止のために必要な業務であり、他による代替可能性はない。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	薬事関係施設監視指導件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		200	37	目 標	200	200	200	
				実 績	264			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	200	260	200	200	200	200
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	法に基づく医薬品及び毒劇物等の適正が維持されているかを確認するための監視活動指標である。また、実績から目標値を設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	薬事関係法規違反件数				単 位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目 標	0	0	0		
			実 績	0				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		0	0	0	0	0	0	
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
健康被害を生ずる薬事関係法規違反を発生させない事が目的であるため。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,215							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 予算規模はほぼ横ばいである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
健康被害防止のための監視制度は、法制度の大きな骨格として重要な位置を占めており、区が実施すべき事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
大きな健康被害の発生は未然防止され、生活衛生の安全が確保されていると言える。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他の事業との統合は不可能で、経費の増大もなく効率的であると言える。ただし、検査の一部については外部委託が可能である。					
中間・最終年度の講評	健康被害防止のための法令等に基づく事業として、未然防止対策は順調に推移している。ただし、現在実施している薬事検査については、一部を外部委託することでより効率的な事業運営が図れると判断している。				
今後の方向性	法改正や社会状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。ただし、検査業務については外部委託を進める。				

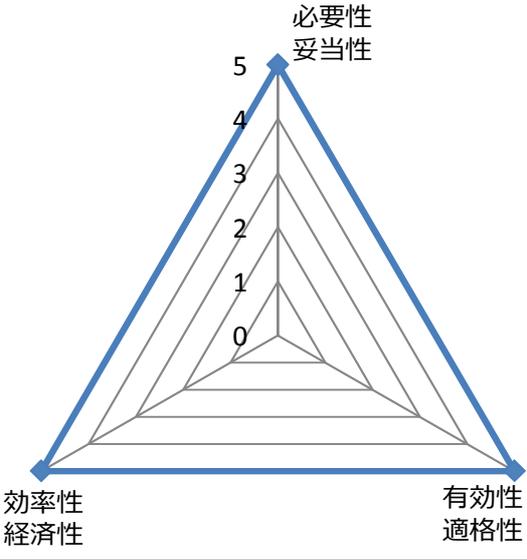
平成29年度 事務事業評価シート

施策	453 保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位						
事務事業	食品表示の相談と監視指導	16						
事業概要	食品関連事業者等からの食品表示に関する相談に応じ、その適正を確保することで、区民の利益の増進を図り、健康の保護に寄与する。	主管課・係 (担当)						
		生活衛生課・食品衛生係 03-5608-6943						
施策への関連性	食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしている。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況 (区が実施する必要性等)							
	食品表示法で定められた「食品関連事業者等に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示」は区の責務である。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	食品表示講習会参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,000	37	目標 700	1,000	1,000	1,000	
				実績 959				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	平成32年3月31日までの経過措置期間中に、表示基準について食品関連事業者等に対し十分に周知する必要があるため、講習会参加者数を活動指標とした。目標値は、平成28年度の実績から設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	食品表示法に基づく不利益処分件数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目標 0	0	0	0		
			実績 0					
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
	目標 0	0	0	0	0	0		
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、区民の安全と安心を確保することを目的としている。平成28年度、区内の食品表示法に基づく不利益処分件数は0であり、目標件数は0とする。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,733							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 非常勤職員の雇い上げを終了したため、大きく減少した。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
食品表示法に基づく事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性
事業目的は施策に合致している。また、区内の食品表示法に基づく違反はない。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	5	1	2
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">類似事業との統合</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ある				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
平成27年4月に食品表示法が施行され事業化したが、目的・対象は食品衛生監視事業と類似しているため、統合する見込みである。					
中間・最終年度の講評	食品関連事業者等に対し、適切に食品表示の指導を行った結果、区内の食品表示法に基づく違反を未然に防ぐことができた。				
今後の方向性	食品衛生監視事業に統合する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	公衆浴場衛生設備助成					17		
事業概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。(平成28年度から1浴場70万円を限度、観光の拠点に資する設備改善経費を対象経費に追加) ※墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱					主管課・係(担当)		
						保健計画課保健計画担当		
						03-5608-6189		
施策への関連性	浴場衛生設備の助成を行うことにより、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	都の補助制度もあるが、改築等多額の経費を必要とする事業が主となるため、区内の事業者にとって利用しにくいものとなっており、設備等の改善資金助成の分野での区に対する期待が大きい。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	助成浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		8	37	目標	8	8	8	
				実績	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区内の公衆浴場数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
20		37	目標	20	20	20		
			実績	20				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		20	20	20	20	20	20	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								
財政面 (決算額) (単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	5,568							
	H35	H36	H37	[予算の傾向] 平成28年度、1浴場の年間補助限度額を60万円から70万円に引き上げた。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区内の事業者にとって、設備等の改善資金の助成に対する区への期待が大きい。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
区内の浴場数は、大幅な減少傾向はなくなったものの、いまだ微減を続けている。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
区の事業で目的等が重複するものはない。					
中間・最終年度の講評	区民の保健衛生の維持向上、区民の交流の場の促進等の観点から浴場経営を継続して支援していく必要性がある。				
今後の方向性	区民の健康増進、地域コミュニティーの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱						保健計画課保健計画担当	
事業概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（平成28年度から1浴場70万円を限度、観光の拠点に資する設備改善経費を対象経費に追加）						03-5608-6189	
							事業の終期	
							平成37年	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 都の補助制度もあるが、改築等多額の経費を必要とする事業が主となるため、区内の事業者にとって利用しにくいものとなっており、設備等の改善資金助成の分野での区に対する期待が大きい。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	/	基準年(H28)	H29	H30	H31
		8	37	目標	8	8	8	8
				実績	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内の公衆浴場数				単 位	件
最終目標値		目標年度	/	基準年(H28)	H29	H30	H31	
20		37	目標	20	20	20	20	
			実績	20				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		20	20	20	20	20	20	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	5,568							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成28年度、1浴場の年間補助限度額を60万円から70万円に引き上げた。				
施策への 関 連 性	浴場衛生設備の助成を行うことにより、公衆浴場の経営の安定が図られ、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
区内の事業者にとって、設備等の改善資金の助成に対する区への期待が大きい。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
区内の浴場数は、大幅な減少傾向はなくなったものの、いまだ微減を続けている。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
区の事業で目的等が重複するものはなく、またコスト面も補助金のみのため、改善の余地はない。				
【評価結果】				
<h1>現状維持・拡充</h1>				
中間・最終年度の講評	区民の保健衛生の維持向上、区民の交流の場の促進等の観点から浴場経営を継続して支援していく必要性がある。			
今後の方向性	区民の健康増進、地域コミュニティの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	家庭用品監視		18					
事業概要	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、健康被害防止のため、違反品の流通をさせないよう検査を行っている。		主管課・係（担当）					
			生活衛生課生活環境係 03-5608-6939					
施策への 関連性	健康被害を生ずる有害物質を含有する家庭用品を流通させないことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 法に基づく家庭用品の流通末端での監視と、製造・輸入・販売業者に対する広域的対応が必要な業務であり、他による代替可能性はない。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	家庭用品の試買（買い上げ）検査項目数			単 位	項 目	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		80	37	目 標	80	80	80	
				実 績	79			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	80	80	80	80	80	
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	法に基づく安全な家庭用品が流通しているを確認するための監視活動指標である。また、実績から目標値を設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	試買検査で違反のあった件数			単 位	件	
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目 標	0	0	0		
			実 績	0				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		0	0	0	0	0		
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
健康被害を生ずる有害物質を含有する違反品を流通させないことが目的であるため。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	472							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 予算額はほぼ横ばいである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
健康被害防止のための監視制度は、法制度の大きな骨格として重要な位置を占めており、区が実施すべき事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
大きな健康被害の発生は未然防止され、生活衛生の安全が確保されていると言える。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他の事業との統合は不可能で、経費の増大もなく効率的であると言える。					
中間・最終年度の講評	健康被害防止のための法令等に基づく事業として、未然防止対策は順調に推移している。				
今後の方向性	法改正や社会状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。				